



令和6年度

鳥取県就職氷河期世代就職活動交通費支援補助金

【募集要領】

【目次】

1	目的	1
2	補助対象者	1
3	補助対象活動、補助金額	1
4	交付申請から補助金支払までの手続の流れ	2
5	申請資格・要件	2
6	申請方法	3
7	注意事項	4
8	補助金に関するQ & A	4
9	交付申請書等記入例	10

次のとおり、令和6年度鳥取県就職氷河期世代就職活動交通費支援補助金の募集を行います。

1 目的

本補助金は、就職氷河期世代に該当する者の就職活動を支援することで、当該世代の県内就職を促進することを目的として交付する補助金です。

2 補助対象者

本補助金の対象者は、次の要件を全て満たす方となります。

- (1) 鳥取県外に居住する就職氷河期世代に該当する者
- (2) 補助金交付申請日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、かつ、補助金交付申請日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者
- (3) 県内企業への就職のため活動を行う者で、鳥取県外の居住地から会場までを往復する者（県内企業とは、鳥取県内に事業所を有する事業主をいいます。以下同じ。）
- (4) 国、県、市町村その他公的支援機関又は県内企業等から本補助金と同主旨の助成を別途受けていない者

※この補助金において、「就職氷河期世代に該当する者」とは

平成5年(1993年)から平成16年(2004年)に学校卒業期を迎え、かつ、令和6年4月1日時点において38歳から53歳に該当する方をいいます。

3 補助対象活動、補助金額

(1) 補助対象活動

補助対象者が県内企業への就職を目的として行う次のいずれかの活動が対象となります。

- ア 県内企業が鳥取県内で実施する採用試験の受験
- イ 鳥取県内で開催される合同就職面接会への参加
- ウ 県内企業の鳥取県内事業所を訪問して行う就職活動

(2) 補助金額

上記(1)の活動に伴う、移動に要した経費の1/2を乗じた額を補助します。

ただし、1人当たりの当該年度の補助金額は、3万円を上限額とします。(上限の範囲内であれば、移動の回数は問いません。)

注：自家用車移動の場合、出発地(自宅等)から到着地(会場等)までの走行距離を算出し、1kmあたり25円を乗じた額を、移動に要した経費とします。

【補助対象経費について】

- ・補助対象経費は、本活動の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できるようにしてください。
- ・支払の証拠書類(領収書等)の保管をお願いします。

4 交付申請から補助金支払までの手続の流れ

項目	実施者	時期	内容・注意事項等
① 県内事業所への就職を目的とした活動を実施	申請者	R6年4月1日～	鳥取県内事業所への就職を目的とし、県外から鳥取県へ来県（移動に要した経費の領収書を保管してください。）
② 補助金交付申請書提出	申請者	R6年4月1日～ R7年3月19日	就職活動が終了した日から1月以内の日、又は令和7年3月19日のいずれか早いほうの日までに、交付申請書、活動報告書を作成し、県雇用・働き方政策課へ提出してください。 ※複数回の就職活動分をまとめて申請してもかまいません。（その場合、最終の就職活動が完了した日から1月以内の日又は令和7年3月19日のいずれか早いほうの日までに提出してください。）
③ 補助金交付決定兼額確定通知	県	②の受付後30日以内（交付申請受理後速やかに）	提出された書類を県雇用・働き方政策課で審査し、交付決定兼補助金額確定の通知を行います。
④ 補助金支払	県	確定通知送付から2週間程度	補助金の精算払を行います。

5 申請資格・要件

(1) 公的補助金であることから、次の各号の要件に該当する方は応募できません。

ア 宗教活動や政治活動を目的にしている者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

(2) 次の各号の要件に該当する場合は、審査の対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 鳥取県補助金等交付規則（規則）、鳥取県就職氷河期世代就職活動交通費支援補助金交付要綱（要綱）、本要領に違反又は著しく逸脱した場合

ウ 同一事業に対して、国、県又は市町村等の補助金の交付を受けている場合

エ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

6 申請方法

補助金交付を希望される方は、交付申請書等を作成し、鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課まで提出してください。（電子申請も可能です。）様式は、鳥取県のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/294740.htm>）からもダウンロードできます。

※鳥取県のホームページ（とりネット）→商工労働部→雇用人材局→雇用・働き方政策課
→就職氷河期世代支援→鳥取県就職氷河期世代就職活動交通費支援補助金

(1) 受付期間 令和6年4月1日（月）～令和7年3月19日（水）

(2) 申請書の提出先

ア 郵送及び持参の場合

〒680-8570

鳥取市東町1丁目220 鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課

イ 電子申請の場合

とっとり電子申請サービスにアクセスいただき、必要書類を添付して送付してください。
リンクは以下のとおりです。

https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11868



(3) 補助金交付申請に必要な書類（必ずすべて御提出をお願いします）

ア 補助金交付申請書（正本1部、A4）…規則に基づく様式

イ 活動報告書（正本1部、A4）…要綱に基づく様式

ウ 提出書類チェックリスト…本要領に定める様式

エ 補助対象者の住所地が鳥取県外であることが確認できる書類の写し（例：運転免許証、健康保険証、住民票の写し等）

オ 移動に要した経費が分かる書類…領収書等

※自家用車で移動した場合、出発地（自宅等）から到着地（会場等）までの走行距離が分かるもの（インターネットの距離計算ページの写し等）

(4) 補助制度に係る問合せ

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地（本庁舎7階）

電話：0857-26-8477 ファクシミリ：0857-26-8169

電子メール：koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp

URL：https://www.pref.tottori.lg.jp/koyou-hataraki/

7 注意事項

【補助金交付の申請】

- ・申請に係る一切の費用は申請者自身の負担となります。
- ・提出された書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。
- ・必要に応じて別途追加資料の提出をお願いする場合がありますのでご承知ください。
- ・提出前に、「チェックリスト」により必要書類が揃っているかどうかを確認した後、提出してください。

【補助金の支払等】

- ・補助金は原則として、補助金交付決定兼額確定通知（様式第2号）送付後の精算払となります。
- ・補助対象者は、補助対象経費の収支状況等を証する書類（領収書等）を整備し、活動完了年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。

【その他】

- ・提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となります。

8 補助金に関するQ&A（ホームページに順次追加します）



Q 1. 対象となる就職活動について、補助対象となる県内企業の要件はありますか。

A 1. 鳥取県内に事業所を置く企業（事業主）であれば、補助金の対象となります。（規模の大小や法人格の有無等は問いません。）

Q 2. 補助金の対象となる合同就職面接会とはどういうものですか。

A 2. 就職活動に関連する合同就職面接会や合同企業説明会、企業見学会等を含みます（主催者は問いません）。

Q 3. 移動に係る経費について、別の補助金を受けていますが、本補助金の交付対象となりますか。

A 3. 対象となりません。

Q 4. 移動について、自家用車を使用した場合の請求方法はどのようになりますか。また、高速道路を利用した場合、高速道路の利用料金は対象になりますか。

A 4. 自家用車を使用した場合、走行距離1 kmあたり25円で計算します。

例) 出発地から到着地までの走行距離（片道）が195 kmの場合、以下の計算式により補助金の額は4,875円となります。

$$195 \text{ km} \times 2 \text{ (往復)} \times 25 \text{ 円} = 9,750 \text{ 円} \quad (\text{補助対象経費})$$

$$9,750 \text{ 円} \times 1 / 2 \text{ (補助率)} = \underline{4,875 \text{ 円}} \quad (\text{補助金額})$$

また、高速道路の利用料金も対象となります。

自家用車利用の場合、交付申請書への添付資料として、以下の書類を提出してください。

- ・出発地から到着地までの走行距離が分かる書類（例：インターネットの距離検索ページの写し等）
- ・高速道路を利用した場合、利用料金の分かるもの（例：領収書の写し 等）

Q 5. 就職活動のために鳥取県に来県し、鳥取県内のホテルに宿泊しました。宿泊代は補助金の対象となりますか。

A 5. 日帰りで就職活動を行うことが困難で県内や経路地の宿泊施設に宿泊を行った場合は、本補助金の対象となります。ただし、必要以上の宿泊日数又は経路地と関係のない県外の宿泊施設での宿泊がある場合等は、詳細を確認させていただき、必要性が認められない部分については、補助金の対象外とします。宿泊した場合は、宿泊代が分かる書類として領収書の写し等を添付してください。

なお、宿泊料は宿泊地により上限額を設定しています。(以下の表のとおり)

1 宿泊地	2 補助対象経費上限
鳥取県	8,200 円
東京都特別区、埼玉県さいたま市、千葉県千葉市、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、神奈川県相模原市、愛知県名古屋市、京都府京都市、大阪府大阪市、大阪府堺市、兵庫県神戸市、広島県広島市、福岡県福岡市	10,900 円
上記以外の地域	9,800 円

Q 6. 移動に要した経費の領収書等を失くしてしましましたが、補助金の対象となりますか。

A 6. 移動に要した経費の書類がご準備できないものについては、補助金の対象となりません。

Q 7. 年度内に複数回鳥取県内で就職活動を実施しましたが、複数回申請することはできますか。

A 7. 複数回の申請も可能です。また、複数回の移動をまとめて1回で申請することもできます。ただし、1人当たりの年度内の補助金の上限は3万円ですので、上限額を超えての申請はできません。

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

〒

申請者 住所
氏名

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

令和6年度鳥取県就職氷河期世代就職支援交通費支援補助金交付申請書

鳥取県就職氷河期世代就職活動交通費支援補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	鳥取県就職氷河期世代就職支援交通費支援補助金
算定基準額	円
交付申請額	円
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書（に準ずる書類）

令和6年度鳥取県就職氷河期世代就職活動交通費支援補助金活動報告書

1 申請者の概要

電話番号		電子メール	
生年月日	昭和 年 月 日	学校卒業期	平成 年 月

2 就職活動の内容

(1) 実施した活動（該当するものすべてに○）

- 県内企業が鳥取県内で実施する採用試験の受験
- 鳥取県内で開催される合同企業面接会への参加
- 県内企業の鳥取県内事業所を訪問して行う就職活動

(2) 就職活動日及び活動先

	活動日	就職活動先（受験企業名、合同企業面接会の名称、訪問先企業名 等）
第1回	年 月 日	
第2回	年 月 日	
第3回	年 月 日	
第4回	年 月 日	
第5回	年 月 日	

※行が不足する場合は適宜追加するか、別に表を作成して添付してください。

※就職活動先に参加状況等を照会する場合があります。

(3) 対象経費

	交通費	宿泊料	高速代	合計
第1回	円	円	円	円
第2回	円	円	円	円
第3回	円	円	円	円
第4回	円	円	円	円
第5回	円	円	円	円
補助対象経費合計（A）				円
補助金額（A×1/2） ※1円未満は切り捨て				円

※（2）の活動日ごとに記載してください。

※行が不足する場合は適宜追加するか、別に表を作成して添付してください。

※宿泊料は、実際にかかった経費と補助上限額を比較していずれか低い方を記載してください。

3 要件確認（確認後、（ ）に○を記入してください。）

申請者は、補助金交付申請日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、かつ、補助金交付申請日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがありません。

（ ）

4 他の補助金の活用の有無（予定）について、いずれかに○をしてください。 有 ・ 無

「有」の場合、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記入してください：

5 振込口座情報（補助金を振り込む口座の情報ですので、お間違えのないよう記入してください）

- (1) 金融機関名
- (2) 支店名
- (3) 預金種別 普通預金
- (4) 口座番号
- (5) 口座名義（カタカナ）

6 添付書類

- (1) 補助対象者の住所地が鳥取県外であることが確認できる書類の写し（例：運転免許証、健康保険証、住民票の写し等）
- (2) 移動に要した経費が分かる書類の写し（例：領収書 等）
※自家用車移動の場合、出発地（自宅等）から到着地（会場等）までの距離が分かる書類を添付すること。（例：インターネットで距離計算をしたページの写し 等）

鳥取県就職氷河期世代就職支援交通費支援補助金 提出書類チェックリスト

このチェックリストは、交付申請書（兼活動報告書）の記入等の誤りや添付書類のもれを少なくし、修正等の事務手続を減らすために留意事項等をまとめたものです。

適切な補助金関係事務に対しご協力をお願いします。

■ 提出者

提出者名 _____

提出者連絡先 _____

■ 申請書・添付書類のチェック

書類	項目	チェック欄	
		申請者	県
交付申請書	交付申請期限内の提出ですか（提出日 年 月 日）		
	交付申請書に押印されていますか （※氏名を自署する場合は押印不要です）		
活動報告書	申請者は県外に居住する就職氷河期世代に該当する者ですか <div style="text-align: center;"> 居住都道府県 _____ 都・道・府・県 生年月日 昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 年齢（申請日時点） _____ 歳 学校卒業期 平成 _____ 年 _____ 月 </div>		
	県内企業への就職を目的として活動をされましたか		
	交付申請書および活動報告書の各項目に必要な記載がされていますか		
	他の補助金活用の有無を記載されていますか（活動報告書4）		
	補助対象経費は、就職活動のために県外から鳥取県に来県する際の交通費となっていますか。 <div style="text-align: center;"> 算定基準額（補助対象経費） _____ 円 交付申請額（算定基準額の 1/2） _____ 円 </div>		
添付書類	鳥取県外に居住していることが分かる書類（運転免許証の写し等）		
	移動に係る経費が分かる書類（領収書の写し等）		

【鳥取県記載欄】

受理日： 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

県所属名： 県雇用・働き方政策課

県担当者名： _____

9 交付申請書等記入例

交付申請書記入例

規則様式第1号（第5条関係）

鳥取県知事 平井 伸治 様

提出日を入れてください。

令和〇年〇〇月〇〇日

個人印を押印してください。
なお、氏名を自署する場合は押印不要です。

〒〇〇〇-〇〇〇〇

申請者 住所 △△県□□市**町1丁目111

氏名 雇用 花子

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

令和6年度鳥取県就職氷河期世代就職活動交通費支援補助金交付申請書

鳥取県就職氷河期世代就職活動交通費支援補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	鳥取県就職氷河期世代就職活動交通費支援補助
算定基準額	31,250円
交付申請額	15,625円
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書（に準ずる書類）

活動報告書（要綱様式第1号）2（3）表の「補助対象経費合計」の金額を記入してください。

活動報告書（要綱様式第1号）2（3）表の「補助金額」の金額を記入してください。

1、2に当たるのが要綱様式第1号（活動報告書）となります

要綱様式第1号記入例

令和6年度鳥取県就職氷河期世代就職活動交通費支援補助金活動報告書

1 申請者の概要

電話番号	090-****-****	電子メール	*****@****. **. *
生年月日	昭和 58年 4月 1日	学校卒業期	平成 13年 3月

2 就職活動の内容

(1) 実施した活動 (該当するものすべてに○)

- () 県内企業が県内で実施する採用試験の受験
- () 県内で開催される合同企業面接会への参加
- () 県内企業の県内事業所を訪問して行う就職活動

該当する活動のすべてに○をつけてください。

(2) 就職活動日及び活動先

	活 動 日	就職活動先 (受験企業名、合同企業面接会の名称、訪問先企業名 等)
第1回	令和6年12月22日	●●株式会社
第2回	令和7年1月17日	△△市合同企業面接会2021
第3回	年 月 日	就職活動を行った日とその就職活動先を記載してください。
第4回	年 月 日	
第5回	年 月 日	

※行が不足する場合は適宜追加するか、別に表を作成して添付してください。

※就職活動先に参加状況等を照会する場合があります。

(3) 対象経費

	交通費	宿泊料	高速代	合計
第1回	10,000円	6,000円	円	16,000円
第2回	10,000円	円	5,250円	15,250円
第3回			円	円
第4回			円	円
第5回			円	円
補助対象経費合計 (A)				31,250円
補助金額 (A×1/2) ※1円未満は切り捨て				15,625円

(2)の活動日ごとに要した経費を記載してください。
(2)の第1回の活動経費については、第1回の欄に記載

※ (2) の活動日ごとに記載してください。

※行が不足する場合は適宜追加するか、別に表を作成してください。

※宿泊料は、実際にかかった経費と補助上限額を比較してください。

経費の合計額を「補助対象経費合計」欄に「補助対象経費合計」額の1/2を補助金額欄に記載してください。

3 要件確認 (確認後、() に○を記入してください。)

申請者は、補助金交付申請日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、かつ、補助金交付申請日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがありません。

要件を確認の上、○を記載してください。(○がない場合、補助金は交付できません。)

()

4 他の補助金の活用の有無（予定）について、いずれかに○をしてください。 有 ・ **無**

「有」の場合、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記入してください：

5 振込口座情報（補助金を振り込む口座の情報ですので、お間違えのないよう記入してください）

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 金融機関名 | 〇〇銀行 |
| (2) 支店名 | ××支店 |
| (3) 預金種別 | 普通預金 |
| (4) 口座番号 | 1 1 1 1 1 1 1 |
| (5) 口座名義（カタカナ） | コヨウ ハナコ |

補助金の振込先口座をお間違えの無いように記載して下さい。
（普通預金でない場合は、預金種別を記載してください。）

6 添付書類 **忘れずにご提出ください**

- (1) 補助対象者の住所地が鳥取県外であることが確認できる書類の写し（例：運転免許証、健康保険証、住民票の写し等）
- (2) 移動に要した経費が分かる書類の写し（例：領収書 等）
※自家用車移動の場合、出発地（自宅等）から到着地（会場等）までの距離が分かる書類を添付すること。（例：インターネットで距離計算をしたページの写し 等）

チェックリスト記入例

鳥取県就職氷河期世代就職支援交通費支援補助金 提出書類チェックリスト

このチェックリストは、交付申請書（兼活動報告書）の記入等の誤りや添付書類のもれを少なくし、修正等の事務手続を減らすために留意事項等をまとめたものです。

適切な補助金関係事務に対しご協力をお願いします。

■ 提出者

提出者名 雇用 花子

提出者連絡先 090-****-*****

■ 申請書・添付書類のチェック

書類	項目	チェック欄	
		申請者	県
交付申請書	交付申請期限内の提出ですか（提出日 令和〇年〇月〇日）	✓	
	交付申請書に押印されていますか （※氏名を自署する場合は押印不要です）	✓	
活動報告書	申請者は県外に居住する就職氷河期世代に該当する者ですか 居住都道府県 <u>△△ 都・道・府・県</u> 生年月日 <u>昭和 59 年 4 月 1 日</u> 年齢（申請日時点） <u>40 歳</u> 学校卒業期 <u>平成 15 年 3 月</u>	✓	
	県内企業への就職を目的として活動をされましたか	✓	
	交付申請書および活動報告書の各項目に必要な記載がされていますか	✓	
	他の補助金活用の有無を記載されていますか（活動報告書 4）	✓	
	補助対象経費は、就職活動のために県外から鳥取県に来県する際の交通費となっていますか。 算定基準額（補助対象経費） <u>31,250 円</u> 交付申請額（算定基準額の 1/2） <u>15,625 円</u>	✓	
添付書類	鳥取県外に居住していることが分かる書類（運転免許証の写し等）	✓	
	移動に係る経費が分かる書類（領収書の写し等）	✓	

【鳥取県記載欄】

受理日： 令和 年 月 日

県所属名：県雇用・働き方政策課

県担当者名：